

東京都台東区生活安全条例

平成14年6月28日

条例第26号

(目 的)

第1条 この条例は、区民の生活安全に関する意識の高揚及び地域における犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- (3) 占有者等 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 生活安全に関する意識の啓発
 - (2) 生活安全の確保に寄与する自主的な活動（以下「生活安全活動」という。）の支援
 - (3) 安全な地域社会を形成するための環境整備
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 2 区は、前項の施策（以下「施策」という。）を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署、河川管理者、道路管理者、防犯関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動の安全を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(指 導)

第7条 区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他不特定かつ多数の者が利用する建物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄する警察署と協議するよう指導するものとする。

(推進組織の整備)

第8条 区長は、施策を効果的に推進するため、区、関係行政機関、関係団体等をもって構成する組織を整備するものとする。

(委 任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都台東区生活安全条例施行規則

平成14年7月1日
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都台東区生活安全条例（平成14年6月台東区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進組織)

第2条 条例第8条の規定により整備する組織として、東京都台東区生活安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び東京都台東区生活安全対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 推進協議会は、生活安全に関する情報交換を通じて関係団体相互の連携の強化を図るとともに、生活安全意識の普及及び啓発を行い、生活安全に関する施策の推進を図る。

3 対策委員会は、生活安全に関する問題の現状把握に努めるとともに、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議する。

(推進協議会の組織)

第3条 推進協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、台東区長（以下「区長」という。）をもって充て、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 委員は、60人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 台東区議会議員
 - (2) 区内警察署の職員
 - (3) 区内消防署の職員
 - (4) 区内郵便局（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局をいう。）の職員
 - (5) 区内防犯関係団体の代表者
 - (6) 区内教育関係団体の代表者
 - (7) 区内商業関係団体の代表者
 - (8) 区内観光関係団体の代表者
 - (9) 台東区職員
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、委員のうちから副会長を3人指名することができる。
- 6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(対策委員会の組織)

第4条 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区内警察署職員
 - (2) 区内防犯協会の代表者
 - (3) 区立学校PTA連合会の代表者
 - (4) 台東区職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 対策委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 会長は、専門的な事項の検討を行うため、対策委員会の下部組織として、幹事会を置くことができる。

(招集)

第5条 推進協議会及び対策委員会(以下「推進協議会等」という。)は、必要に応じ、推進協議会等の会長が招集する。

2 推進協議会等の会長は、必要があると認めるときは、推進協議会等に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進協議会等の庶務は、総務部生活安全推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年3月31日規則第31号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年7月14日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年10月1日規則第100号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年9月28日規則第80号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。